

大阪大学原子力工学教室同門会 「三火会」会則（暫定）

第1条（趣旨）

本会は大坂大学原子力工学教室（工学部原子力工学科及び大学院工学研究科原子力工学専攻等を指し、以下「本教室」と称する）の同門会である。

第2条（名称）

本会は「三火会」と称する。

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦をはかり、また、本教室の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は次の事業を行う。

- (1) 総会、講演会、その他の集会
- (2) 会報の発行及び会員名簿の管理
- (3) その他必要な事業

第5条（本部・支部）

本会の本部は本教室内に置き、必要に応じて支部を置くことができる。

第6条（構成）

本会は次の会員で構成する。

- (1) 正会員
本教室の卒業生
本教室の現教員
- (2) 名誉会員
本教室の名誉教授
本教室に寄与が大きく、総会の承認を得た者
- (3) 特別会員
正会員以外で本教室の現職員、旧職員及び非常勤講師
本会の縁が深く、会員の推薦があり、総会の承認を得た者
- (4) 学生会員
本教室に現に所属する学生
- (5) 賛助会員
本会の活動を援助する法人及び個人

第7条（役員）

本会に次の役員を置く。但し、役員は正会員の中より選出するものとする。

- 会長 1名
副会長、幹事、支部代表 各若干名

第8条（役員を選出）

会長は総会の議を経て定める。

副会長、幹事は会長の指名による。支部代表は支部毎に選出する。

第9条（役員の仕事）

役員の仕事は次の通りとする。

会長は本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、非常時には会長を代理する。

幹事は会の業務を運用し、会計及び会計監査を行う。

支部代表は支部を代表する。

第10条（役員の仕事）

役員の仕事は2年とする。但し、重任及び再任は妨げない。

第11条（総会）

定例総会は年1回開催し、また、必要に応じて臨時総会を開催する。

総会は会長が招集する。

定例総会に於いては事業報告、会計報告及び役員改選その他の議事を審議する。

第12条（会費）

会費については総会の議決に基づいて別途定める。

第13条（雑件）

本会の会則の変更は総会の承認を要する。